

総務省組織令の一部を改正する政令概要

I 概要

山村振興法及び半島振興法の有効期限の延長に伴い、自治行政局の所掌事務の特例を延長する必要があることから、総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）の一部を改正する。

II 改正事項

自治行政局の所掌事務の特例の延長（附則第 4 条関係）

山村振興法及び半島振興法の有効期限の延長に伴い、平成 27 年 3 月 31 日となっている自治行政局の所掌事務の特例を、平成 37 年 3 月 31 日まで延長するもの。

III 今後の予定

閣 議：平成 27 年 3 月下旬（予定）

公布日：平成 27 年 3 月下旬（山村振興法の一部を改正する法律（平成二十七年 号）及び半島振興法の一部を改正する法律（平成二十七年 号）の公布日（予定））

施行日：公布の日